

(事務連絡)

2023年(令和5年)6月14日

障がい児通所支援事業所管理者 各位

藤沢市子ども家庭課

障がい児通所支援事業の適切な実施に伴う確認事項について

日頃から、本市の児童福祉行政にご協力をいただきありがとうございます。

障がい児通所支援事業所におかれましては、国や県からの通知や事務要領に基づき、適切な事務を執行していることと承知していますが、例外の事例が頻発し、一部の事務に支障をきたしているところ です。

下記の記載事項を確認のうえ、今後とも、適切な事務の執行にご協力いただきますようお願いいたします。

1 障がい児通所給付費の申請手続きについて

- ・障がい児通所給付費を支給するため、市への申請手続きが必要です。申請に基づき、市で審査を行い公費での給付が認められた結果、受給者証が発行されます。審査の結果、受給者証が発行できない場合があるのでご注意ください。
- ・新規の申請については、手続きに1時間程度かかります。また、受給者証が保護者の手元に届くまでは、2週間程度の時間を要します。
- ・新規の契約は、保護者に受給者証が届いてから行ってください。利用開始日については、市の手続き終了後、2週間程度後の日付となるようお願いいたします。なお、緊急利用や転入等のやむおえない事情がある場合は、事前にご相談ください。

2 障がい児通所支援事業利用のための確認書類

・児童福祉法に基づく障がい児の福祉サービスのため、対象児童であることの確認書類が必要です。誰でも簡単に使える制度ではなく、書類の発行にも時間がかかります。保護者が児童の状態を理解しないまま申請にくることのないよう、丁寧なご案内にご協力ください。

- (1) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、
- (2) 自立支援医療受給者証(精神障がい)
- (3) 児童相談所の判定証明(知的障がい)
- (4) 医師の診断書(知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む))
- (5) 特定疾患の指定難病の受給者票または診断書
- (6) 転入前の市町村の受給者証の写し(同一サービスの場合)
- (7) その他
 - ・学齢児…特別支援学校、特別支援学級に在籍している。
 - ・未就学児…市の子ども発達相談で利用の相談をしている。
 - ・医療的ケア判定スコア表

3 請求に関する事項について

- (1) 更新手続きの漏れ防止や変更事項の確認のため、毎月、受給者証を確認することになっています。ご協力をお願いします。
- (2) 支給量については、受給者証の決定支給量内で契約してください。複数事業所が利用する場合は、決定支給量の範囲内で分配してください。
- (3) 請求内容の確認書類として、次の書類の提出をお願いしています。個人情報記載されているため、来所、郵便での提出についてご協力をお願いします。
 - ア 欠席時対応加算記録票（翌月 10 日まで）
 - イ きょうだい児上限管理結果票（同一事業所を除く）（翌月 10 日まで）※書式はホームページからダウンロードできます。
- (4) 過誤申立書の請求期限は、毎月 7 日の正午となっています。

4 加算について

- ・機関連携加算、家庭連携加算等については、加算の趣旨を踏まえて、個別支援計画への反映や実施記録の保管を行ってください。また、市が必要に応じて実施記録の確認を行う場合があります。
- ・学校等と連携する場合は、学校長等の同意のうえ、児童の教育活動に支障がないよう、学校等の事情に配慮して支援を行うようお願いいたします。

5 子どもサポートファイルについて

市では、平成 22 年度より子どもサポートファイルを配布しています。
新規で事業所を利用する場合に、保護者が子どもの様子を伝える際の負担を軽減することにもつながります。また、事業所からも、サポートファイルの有無の確認や記載内容の個別支援計画への活用についてご協力ください。

以 上

事務担当

藤沢市子ども青少年部

子ども家庭課子ども発達支援担当

電話 0466-25-1111 内線 3846

Email fj1-kodomo-ss@city.fujisawa.lg.jp